

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

道路ネットワーク構築による備北地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

広島県，三次市及び庄原市

3 地域再生計画の区域

三次市及び庄原市の全域

4 地域再生計画の目標

三次市及び庄原市（以下「備北地域」という。）は，広島県北部に位置し，水田と森林が広がる農林業を基幹産業とした農山村地域である。土地面積の8割以上を林野が占めており，農地や宅地は概ね河川に沿った平野部に集中している。また，北部の県境周辺は標高1,000 m級の山に囲まれ，冬季には毎年かなりの積雪がある。備北地域の面積は2,025km²で，広島県の1/4を占めるのに対し，人口は100,300人で4%にも満たない状況である。

備北地域を東西に貫く中国自動車道が昭和54年に開通し，三次市・庄原市の市街地と広島都市圏や関西経済圏との交流の利便性は向上している。また，平成27年開通を目標に整備が進められている中国横断自動車道 尾道松江線は，瀬戸内経済圏と日本海経済圏を結ぶ基幹動脈として期待されており，産業面においても，優良な備北材の生産地であるほか，米，肉用牛，新鮮な野菜や果物など，広島都市圏への食料の供給地として発達してきており，両市は東西南北の結節点に位置していることから，物流や観光の中継地点として役割が期待されている。

このように，圏域外と両市街地を結ぶ高速道や地域内の主要道路は整備されているが，ネットワークとしての主要道路へのアクセスなど周辺部での道路整備が十分でなく，周辺部から中心市街地への移動に時間がかかるなど，日常生活に支障を来している。

また，平成20年時点で過去5年間の人口が約5%減少し，65歳以上の高齢者が30%を超えるなど，市中心部を除くと，過疎化・高齢化が進行しており，その対策や集落の維持・定住化対策が急務となっている。

このような地域の課題解決にむけ，「交流拡大による地域再生計画（平成17年～平成21年）」の実施により市道及び農林道整備を行うことで，生活環境の改善（緊急車両の通行の迅速化・総合病院へのアクセス改善）及び森林整備の促進が図られたが，本地域は全国的にも面積の大きな地域であるため，未だ多くの課題を抱えている。

特に、林業面では木材価格の低迷が依然長期化しており、地域の過疎化・森林所有者の高齢化についても進んでいることから重労働である林業経営の意欲が衰退し、森林整備率の低下が地域の課題となっている。このことから、広島県は、平成18年度から「低コスト林業団地推進事業」の取組みを開始し、計画的な路網整備（作業道・集材路）と高性能林業機械システムの導入を図って、「効率的で安定的な林業経営」の確立を目指した施策を展開しており、林道整備の役割は益々重要となっている。

さらに、農業面では、地形的要因により小規模な営農団地が散在し、農産物の生産から集出荷に至る流通条件が著しく悪い状況にある。農産物の生産性の向上や輸送体系の改善、ピーオーネ、りんご、なし、和牛などの特産物の販路拡大を図るためには、農道等を早急に整備する必要がある。

このため、地域の重要なインフラである道路及び農林道の効率的な整備により、農林産物の輸送体系向上を重点的に整備し農林業の更なる振興および生活環境の向上を図るとともに、道路ネットワークを活用した集落間交通の確保（巡回バス・巡回タクシー等）による集落の維持や森林整備事業などによる健全で活力のある森林の整備を図り、地域が活力ある町づくりを行うものである。

（目標1）農林産物輸送の効率化（農林業用施設への輸送距離の短縮）

※代表区間①（春木集落～カントリーエレベータ）

9.9 km → 6.9 km（3 kmの距離短縮）

※代表区間②（作木地域～三次木材共販所）

44 km → 40.5 km（3.5 kmの距離短縮）

（目標2）林業振興及び森林整備の推進

※森林整備率 9% → 12%

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

市道では、三次市の市道西酒屋寺町線、十日市194号線、酒河20-25号線、古市矢井線、亀谷大平線、庄原市の上里原後谷線、上里原頓原線、横畠高茂線、熊野線、中央1号線、塩田小坂線、四天蓋線、夜灯線、上領家線、三草学校前線、鴨居線の改良、林道では、三次市の林道作木大和線、界谷小峠その1線の整備、農道では、三次市の備北南部地区を整備することにより、農林産物の輸送の効率化を図るとともに、生活環境の改善を図る。

また、三次市の林道黒鞆線、庄原市の林道東城中央線、界谷小峠その2線、河内高野線及び両市にまたがる林道横谷高暮線の整備を行うことにより、間伐など森林整備を推進し、森林の多面的機能の向上および維持に資する。

これにより、国県道、市道、農道、林道による効率的な道路ネットワークを構築する。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

① 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 三次市市道：道路法に規定する町道に次のとおり認定済み。

市道西酒屋寺町線（平成元年3月23日）、市道十日市194号線（昭和62年3月23日）、市道酒河20-25号線（昭和62年3月23日）、古市矢井線（昭和59年6月27日）、亀谷大平線（昭和62年3月23日）

- ・ 庄原市道：道路法に規定する町道に次のとおり認定済み。

上里原後谷線（昭和58年11月14日）、上里原頓原線（昭和58年11月14日）、横畠高茂線（昭和60年3月12日）、熊野線（昭和60年3月12日）、中央1号線（昭和58年3月25日）、塩田小坂線（平成元年3月17日）、四天蓋線（昭和59年3月24日）、夜灯線（昭和60年3月12日）、上領家線（昭和58年11月16日）、三草学校前線（平成元年6月22日）、鴨居線（昭和54年3月29日）

- ・ 林道 森林法による江の川地域森林計画（平成17年樹立）に路線を記載。

林道横谷高暮線、林道作木大和線、林道東城中央線、林道界谷小峠その1線、林道界谷小峠その2線、林道河内高野線、林道黒鞆線

- ・ 広域農道 土地改良法に基づく事業計画確定

広域農道備北南部地区（平成15年12月17日）

[施設の種類（事業区域），実施主体]

- ・市 道：（三次市・庄原市），三次市・庄原市
- ・林 道：（三次市・庄原市），広島県・三次市
- ・広域農道：（三次市），広島県

[事業期間]

- ・市 道：平成22～26年度
- ・林 道：平成22～26年度
- ・広域農道：平成22～26年度

[整備量]

- ・市 道：23.10km
- ・林 道：9.34km
- ・広域農道：4.49km

[道整備交付金の総事業費]

- ・総事業費：7,910,160千円（うち交付金 3,955,070千円）
- ・市 道：3,106,000千円（うち交付金 1,553,000千円）
- ・林 道：2,725,160千円（うち交付金 1,362,570千円）
- ・広域農道：2,079,000千円（うち交付金 1,039,500千円）

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

ア 生活交通確保対策事業

- ① 県の第3種生活交通維持事業費補助金等、生活交通確保対策事業を実施することにより、地方バス路線や、福祉巡回バス・スクールバス・高齢者等巡回タクシーの運行を確保し、集落の維持を図る。

イ 巡回バス整備事業

- ① 庄原市単独事業の巡回バス整備事業を実施して集落間交通を確保し、集落の維持を図る。

ウ 森林整備関係事業

- ① 林野庁の森林づくり交付金を活用して作業路を整備し、間伐の推進を図る。
- ② 林野庁の森林整備事業を活用し、下刈りや間伐等を積極的に行い、森林の持つ多面的機能の向上および維持を図る。
- ③ 林野庁の森林整備地域活動支援交付金を活用し、森林施業の実施に必要な地域活動を支援する。

6 計画期間

平成22年度～26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については毎年度必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、広島県、三次市、庄原市による備北地域再生会議を開催し、達成状況の評価及び改善すべき事項の検討等を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし